

令和7年度介護テクノロジー定着支援事業実施要綱

1 目的

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題である。

こうした状況を踏まえ、介護サービス事業者等が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、広島県とし、一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロック事務局が補助金交付事務を行う。

3 対象となる事業所・施設等

広島県内に所在する以下の介護事業所・介護施設等を対象とする。（以下「介護事業所等」という。）

- ・ 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
- ・ 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

但し、導入しようとする事業所について、次に掲げる事項を優先し、採択する。

- ① 広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会が実施する「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度」の認証を受けていること
- ② 令和2年度から令和6年度までに、「介護ロボット導入支援事業補助金」「介護事業所ICT導入支援事業補助金」「介護テクノロジー定着支援事業補助金」の交付を受けていないこと

4 事業内容

以下の（１）～（３）の全てを実施することとする。

（１）介護テクノロジー等の導入支援

ア 重点分野に該当する介護テクノロジー

経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」（以下、「重点分野」という。）に該当する機器等を導入する際の経費を対象とする。

イ その他

アによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると実施主体が判断した機器等を対象とする。

「その他」と認められる例：

- ・ 移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等）
- ・ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等）
- ・ 生産性向上に資する福祉用具（例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等）
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等）
- ・ バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等
- ・ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

4 (1) の介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合の支援を行う(通信環境整備にかかる経費も支援対象に含む。)

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例：

- ・ 「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
- ・ 「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・ 介護記録ソフト+介護請求ソフト 等

【留意事項】

- ・ 4 (1)、(2)において、同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない(補助は1機種限り)。
- ・ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- ・ 「福祉用具情報システム」((公財)テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。)で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象とする。
<福祉用具情報システム>

(掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>)

※TAIS に公表されていない機器等であっても、対象として差し支えない。

- ・ 4 (1) アの機器等の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。
なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して以下のとおり算出する。

① 主となる機器が介護ソフトの場合は、表2に定める基準額

② 主となる機器が介護ソフト以外の場合は、表1に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額

また、通信費は上記経費には含まないこととする。

機器等の導入に付帯して必要となる経費の例：

- 介護テクノロジーを利用するための Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)
- 介護テクノロジーの利用にともなって導入する PC、タブレット端末 等
- ・ 毎月支払う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とするが、当該年度中に係る経費のみが対象となる。特に、介護記録ソフト等は、次に掲げる経費(当該年度の支払額)が対象となる。(介護ロボットのリースについても同様の考え方とする。)

ア 令和7年度に複数年分を全額支払った場合…全額

イ 令和7年度分の支払いが年額払い…1年分

ウ 令和7年度分の支払いが月額払い…当該年度分

ただし、4 (1)において、次に掲げる経費は補助の対象としない。

ア メンテナンスに係る経費(介護ソフトのシステム保守料を除く)

イ 通信費

ウ 設置工事費

エ 保険料

オ 消費税

カ 過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコスト

キ 交付決定前に購入、リース又はレンタル契約を締結したもの

- ク 既に保有している機器等の廃棄にかかる経費
- ケ 機器の設置に係る建物の改修費
- コ その他「広島県介護テクノロジー定着支援事業申請案件選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が本事業として適当とは認められないと判断した経費

- ・ 重点分野のうち「介護業務支援」には、いわゆる介護ソフトも含まれる。介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSV ファイル、JSON ファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。
- ・ 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記を要件とする。国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。また、いずれの情報にもない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。
 - ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP
(掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>)
 - 厚生労働省 介護ソフトの機能調査 HP
(掲載先：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou)※調査結果は、厚生労働省から別途情報提供予定。

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、4（1）、（2）により介護テクノロジーを導入する場合は、以下のア又はイに掲げる支援を受けることを要件とし、対象費用について補助を行う。

ア コンサルティング会社等による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けること。また、支援を受けるための費用を補助対象とする。

なお、メーカーや販売店等による支援は対象としないこととする。

イ 介護職場サポートセンターひろしま等による業務改善支援

介護職場サポートセンターひろしま（以下、「介サポひろしま」という。）又は広島県介護福祉士養成施設協会が実施する次の留意事項に掲げる研修を受講すること。なお、本研修とは別に7（1）に定めるとおり、介サポひろしまへ相談することとする。

【留意事項】

- ・令和7年6月10日（火）介護テクノロジー体験・研修会（広島産業会館）
- ・令和7年6月23日（月）介護テクノロジー定着支援研修・体験会（福山ビッグ・ローズ）
- ・令和7年6月27日（金）～（予定）介サポひろしま生産性向上セミナー（WEB配信）
- ・令和7年7月16日（水）～小地域セミナー（グリーンアリーナ）の申込（後日受講確認）
- ・介サポひろしまの「介護現場の生産性向上普及促進セミナー（R7.2.26開催）」の動画配信を視聴した場合も（イ）の研修を受講したものとみなす。

（掲載先：<https://care-robot.org/index.html>）

※申請前に受講すること。

※上記に加え、令和6年度中に開催した研修（小地域セミナー等）の受講実績も考慮する。

5 補助額

補助対象となる介護事業所等ごとに、次の（ア）、（イ）及び（ウ）により、算出された金額で補助を行う。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（ア）補助率

4（1）～（3）について、実支出額に4分の3を乗じた額を算出する。

（イ）基準額

次の表1、2の第1欄に定める区分ごとに、（ア）で算出した額と第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

表1 介護テクノロジーの導入支援

1 対象経費の種類	2 基準額
4（1）アで示す機器等のうち「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器又は4（1）イで示す機器	100万円
4（1）アで示す機器等のうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」	表2による
4（1）アで示す機器等のうち上記以外のもの	30万円
4（2）パッケージ型導入支援（機器等の合計経費）	1,000万円
4（3）導入支援と一体的に行う業務改善支援	45万円

表2 介護ソフトの基準額

職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、第1欄に定める区分ごとに第2欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円を基準額とする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。

1 職員数（申請時点）	2 基準額
1名以上10名以下	100万円
11名以上20名以下	150万円
21名以上30名以下	200万円
31名以上	250万円

- ※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。
- ※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

(ウ) その他

- ・ 補助額のうち、4（1）又は（2）で示す機器等と一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末）について、1台あたりの補助額は10万円以内とする。

6 補助要件等

4（1）又は（2）を実施する場合、次に掲げる（ア）～（ク）を満たすことを補助要件とする。

（ア）地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」や経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されている事業者については、本事業の補助対象外とする。

（イ）以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。

（参考）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf>）

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

（ウ）以下サービスについては、令和7年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。

- 訪問介護
- 訪問入浴介護

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 居宅療養管理指導
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護居宅療養管理指導
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型通所介護
- 地域密着型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 居宅介護支援
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 介護予防支援
- 訪問型サービス（みなし）
- 訪問型サービス（独自）
- 訪問型サービス（独自／定率）
- 訪問型サービス（独自／定額）
- 通所型サービス（みなし）
- 通所型サービス（独自）
- 通所型サービス（独自／定率）
- 通所型サービス（独自／定額）

（エ）本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること（「7 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表」の効果の報告により確認する。）。

(オ) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」（※）の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

なお、SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策（一つ星 or 二つ星）を講じていることを宣言すること。

※ SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する、中小企業・小規模事業者等自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

- ・ 「SECURITY ACTION」の概要説明

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>）

- ・ 「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>）

(カ) 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、「7業務改善計画の作成及び効果の報告・公表」に基づき、業務改善計画を作成すること。

- ・ 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>）

- ・ 介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf>）

- ・ 介護ソフトを選定・導入する際のポイント集

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf>）

- ・ 介護ロボット等のパッケージ導入モデル

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283573.pdf>）

- ・ 介護現場で活用されるテクノロジー便覧

（掲載先：[r05_105_02jigyohokokusho.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283573.pdf)）

(キ) 補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE（ライフ）。）による情報収集に協力すること。

(ク) 補助を受けた介護事業所等は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。（厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）

(ケ) 補助を受けた介護事業所等は、県内の介護テクノロジー普及促進のため、施設見学、広報、研修会への参加に協力すること。

7 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表

(1) 業務改善計画の作成

補助を受ける介護事業所等は、業務改善計画を作成するものとし、一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロックに提出する。

なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、介サポひろしまに相談するものとする。

(2) 業務改善に係る効果の報告・公表

補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた翌年度から3年間、当該事業所等において(1)で定めた業務改善計画に対する効果を報告することとする。

なお、この要綱に定めるもの以外に、厚生労働省から報告を求められた場合は、別途通知する。

また、提出のあった報告及び補助額等は、原則ホームページ等で公表する予定であるので留意されたい。

8 交付の除外要件

交付の申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- イ 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- エ 次に掲げる暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - (ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - (イ) 暴力団員が実質的に運営している団体
 - (ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - (エ) 契約の相手が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

9 申請採択の選定基準

募集期間内に受け付けた案件について、選定委員会にて審査し、採択可否、優先順位を決定する。（別紙 選定委員会設置要綱）なお、申請内容に補助対象外経費が含まれていた場合や、要件を満たしていないことが判明した場合等には、申請額に対して補助額が一部減額となることや、申請多数により予算額を超過した場合には、全ての申請額について交付決定できない場合があることに留意されたい。

10 その他

- (1) 本事業により導入した機器の使用にあたっては、実際の利用場面を十分に勘案して使用する。
適切でない利用場面の例
介護予防支援事業所としての地域包括支援センターに補助された介護記録ソフトを、専ら地域包括支援センターの相談援助業務に使用すること
- (2) 介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレット端末等に、事業所が既に所有する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。
- (3) 介護事業所が希望する介護ソフトがケアプラン連携標準仕様や LIFE 標準仕様に対応していることを介護事業所や都道府県が確認する手段として、以下の方法が想定されるところであるので、適切に運用されたい。
 - ・事業所が導入に先立ち、見積書やカタログ、取扱説明書等の資料をベンダーから入手する際、同時に「(参考様式1)最新版のケアプラン連携標準仕様への対応状況確認書」や「(参考様式2)LIFEのCSV取込機能への対応状況確認書」の提出を求め、事業所・都道府県が当該機能の有無を確認する。
 - ・ケアプランデータ連携システムを構築・運用する公益社団法人国民健康保険中央会のHP(<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>)に掲載されている、同システムのベンダー試験結果により、同システムにおいてやり取りされるケアプラン標準仕様に準じた

CSV ファイルの入出力機能を実装した介護ソフトであるかを確認する。

- (4) 広島県または選定委員会の要請に従い、本補助事業により導入した介護テクノロジー機器等及び見守り機器の導入に伴い整備した通信環境整備の活用状況の調査、広報、見学等への協力及び研修会への参加に応じること。また、他事業者からの個別の照会等にも応じること。ただし、事務所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はなく、取り扱いに留意すること。

1.1 申請方法

本事業の補助金交付申請及び、実績報告に係る必要書類については、次のとおりとする。

(1) 交付申請

- ・ 交付申請書
- ・ 業務改善計画書
- ・ 介護テクノロジー導入計画
- ・ 最新版のケアプラン連携標準仕様への対応状況確認書 ※介護ソフトを導入する場合
- ・ LIFE の CSV 取込機能への対応状況確認書 ※介護ソフトを導入する場合
- ・ LIFE を導入した（する）ことを証する資料
- ・ SECURITYACTION を宣言したことを証する書類
- ・ 見積書の写し
- ・ カタログ等の写し
- ・ 勤務状況一覧（介護保険申請のもので可） ※介護ソフトを導入する場合
- ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の会議録 ※6（イ）に該当するサービスの場合

(2) 変更申請

この補助金の交付決定後に欠品・廃盤等やむを得ない事情により、導入計画を変更しようとするときは、速やかに導入計画変更申請書を提出し、あらかじめ選定委員会の承認を受けるものとする。

なお、承認を得ず導入計画を変更した場合や、導入後事業所に馴染まない等自己都合による変更は、導入計画が不十分だったものとみなし、交付決定を取り消す。

(3) 中止申請

この補助金の交付を受けた者が、導入計画を中止する場合は、導入計画中止申請書を提出するものとする。申請期限は、別途通知する。

(4) 実績報告

- ・ 実績報告書
- ・ 業務改善報告書
- ・ 導入した介護テクノロジーの請求書 もしくは 納品書の写し
- ・ 導入した介護テクノロジーの領収書の写し
- ・ 補助金振込口座連絡票（別紙様式3）
- ・ 「ケアプランデータ連携システム」を開始したことを証する資料
※6（ウ）に該当するサービスの場合

報告期限は、別途通知する。

(5) 受付期間

令和 7年 7月 14日（月）～ 令和 7年 8月 8日（金）

(6) 提出方法

交付申請書及び実績報告については、下記申請・問い合わせ先へ提出することとする。なお、各申請書類は押印不要とし、電子データ（エクセルデータ）で提出すること。

また、エクセルデータは、厚生労働省においてデータ活用されるため、行・列の追加削除等の加工しないこと

申請・問い合わせ先

一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロック事務局
〒731-0124 広島県広島市安佐南区大町東 1-18-44 (日本基準寝具(株)内)
TEL : (090) 9050-8042 FAX : (082) 877-1323
E-mail : jimukyoku@fukushiyogu-hiroshima.jp
URL (申請書ダウンロード先) : <https://www.fukushiyogu-hiroshima.jp>